

くらしの安心情報

情報ファイル NO.117

平成 24 年 4 月 11 日

無料情報誌に掲載されていた「キャッチコピー作成」の仕事をするには、高額なサイト開設費用が必要とのことです。契約しても大丈夫でしょうか…。

相談内容

【相談者 30代 女性】

無料情報誌の仕事紹介欄で見つけた、インターネットでの商品 PR 文(キャッチコピー)作成の仕事は、自宅で簡単にできると思い申し込みました。業者からは、「研修後は歩合制で仕事をすれば一定の収入が得られる。そのためには、サイト開設に 50 万円が必要になる」と言われました。知人に話したところ、怪しい話ではないかと言われ、不安になりました。契約しても大丈夫でしょうか？

対処方法

この事例は、仕事を提供すると誘い「その仕事に必要な」と言って高額な費用を支払わせる「内職商法」といわれるものです。サイトを開設しても、キャッチコピー作成の仕事があるという保証はなく、サイト開設費用の支払いだけが残ることになります。また、次々と新たな名目で費用を請求されることもあります。

- ・ 相談者には、同様のトラブル事例を紹介し、怪しい話は断るよう助言しました。
- ・ 仕事をするにあたって、費用が別に必要といわれたら要注意。安易に契約しないで、冷静に判断しましょう。
- ・ なお、この商法は、法律で「業務提供誘引販売取引」に該当し、クーリング・オフが適用され、契約した場合でも、契約書面を受け取ってから 20 日間は無条件解約できます。
- ・ 不審だと思ったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。

キャッチコピー
の仕事でお金
がもらえる…



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890